

定期監査の結果

(平成28年度財務)

愛媛県監査事務局

1 定期監査の実施方針

定期監査(地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査)において、同条第 1 項の規定による財務監査を、次の事項に主眼を置き実施した。

- ① 財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか
- ② 経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうか

2 定期監査の執行状況

平成 28 年度財務に係る定期監査は 231 機関に対して実施した。そのうち、172 機関は実地により、59 機関は書面により監査を実施した。

区分	実地監査	書面監査	計
知事部局	121	11	132
本庁	65	0	65
地方局	34	0	34
地方機関	22	11	33
諸局	5	0	5
本庁	5	0	5
教育委員会	27	40	67
本庁	8	0	8
地方機関(高等学校等)	19	40	59
公安委員会	9	8	17
本庁	1	0	1
地方機関(警察署)	8	8	16
公営企業管理局	10	0	10
本庁	3	0	3
地方機関(病院等)	7	0	7
合計	172	59	231
本庁	82	0	82
地方機関(地方局を含む。)	90	59	149

3 定期監査の結果

(1) 監査結果の処理区分

ア 指摘事項

・公表事項

監査委員が、指摘事項を公表(県報掲載)するもの

・文書通知事項

監査委員が、監査を実施した機関に対して、指摘事項を文書で通知するもの

イ 指導事項

予備監査における口頭指導にとどめるもの

(2) 指摘事項の状況

平成 28 年度財務に係る指摘事項の内訳は次のとおりである。

なお、主な指摘の内容は、本書付録に収録している。

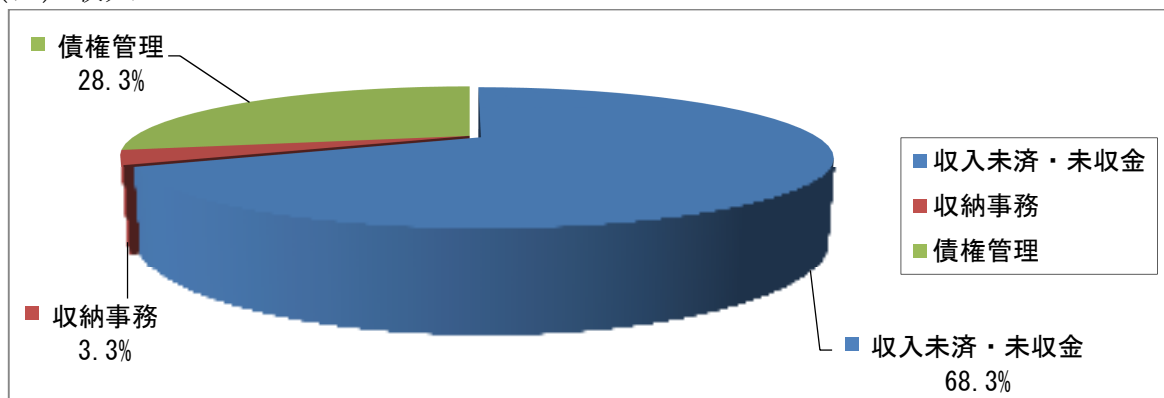
ア 会計別

区分	指摘件数	うち公表
普通会計	153	56
企業会計	30	13
合計	183	69

イ 内容別

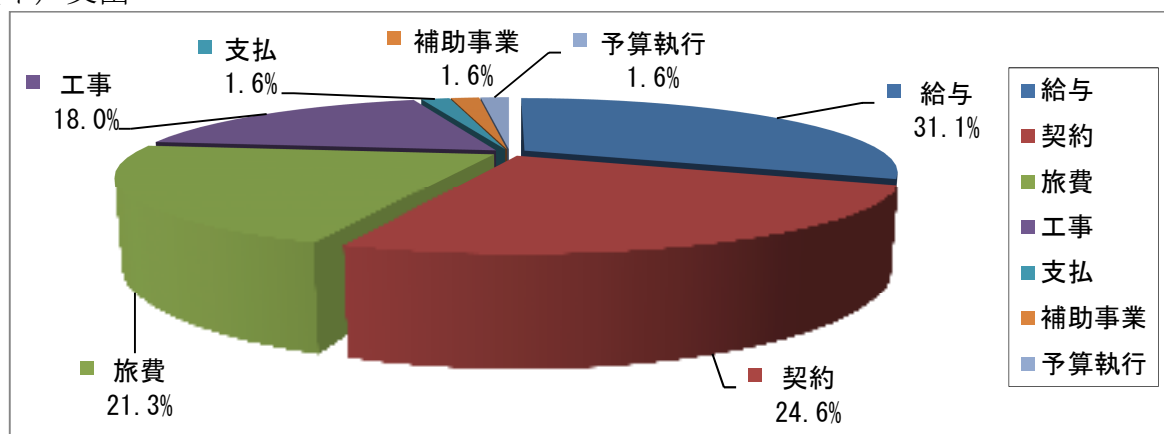
区分	収入	支出	その他	計
指摘件数	60	61	62	183
うち公表	58	3	8	69
構成比 (%)	32.79	33.33	33.88	100.00

(ア) 収入



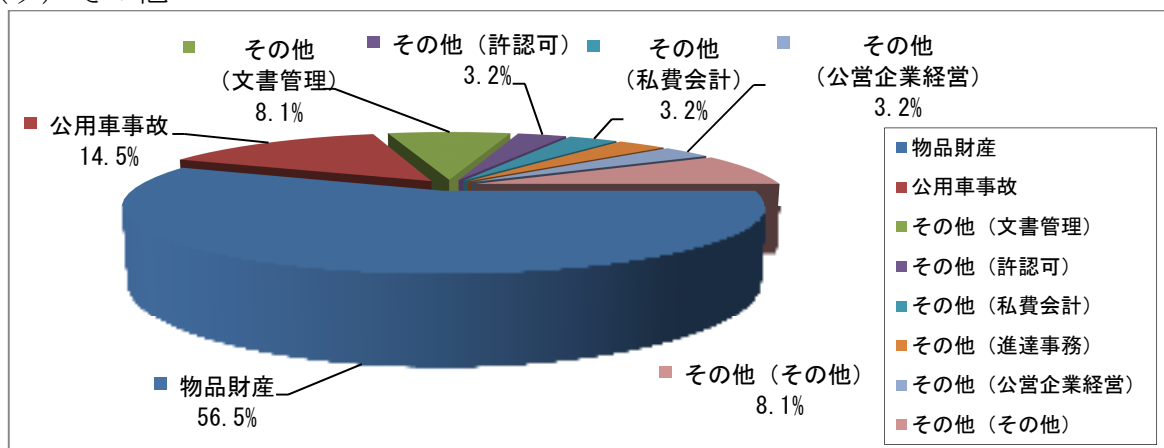
収入に関する指摘件数は、収入未済・未収金に関すること 41 件、債権管理に関すること 17 件、収納事務に関すること 2 件である。

(イ) 支出



支出に関する指摘件数は、給与に関すること 19 件、契約に関すること 15 件、旅費に関すること 13 件、工事に関すること 11 件、支払に関すること 1 件、補助事業の執行に関すること 1 件、予算の執行に関すること 1 件である。

(ウ) その他



その他に関する指摘件数は、物品財産に関すること 35 件、公用車事故に関すること 9 件、その他事務事業に関すること 18 件 (うち文書管理 5 件、許認可 2 件、私費

会計 2 件、進達事務 2 件、公営企業経営 2 件等) である。

(3) 指導事項の状況

平成 28 年度財務に係る指導事項の内訳は次のとおりである。
 なお、主な指導の内容は、本書付録に収録している。

ア 会計別

区分	指導件数
普通会計	104
企業会計	10
合計	114

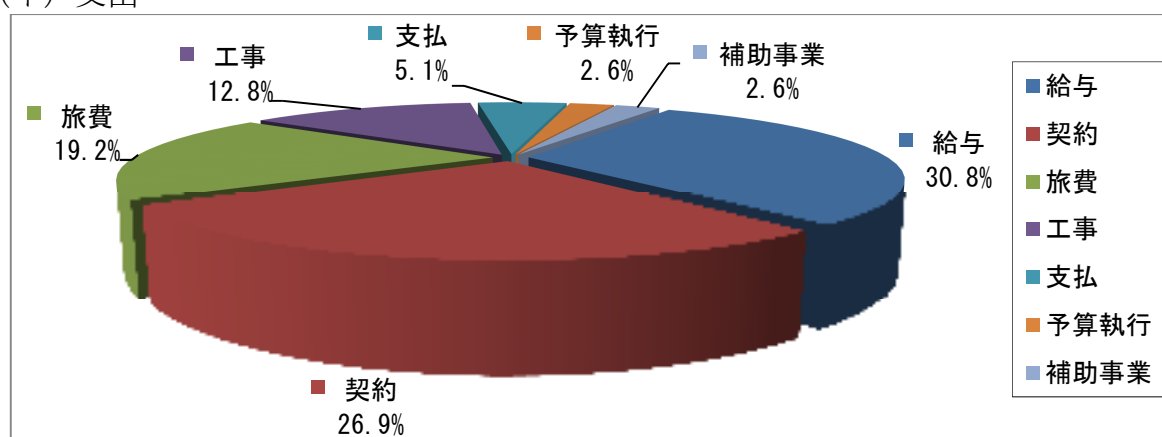
イ 内容別

区分	収入	支出	その他	計
指導件数	7	78	29	114
構成比 (%)	6.14	68.42	25.44	100.00

(ア) 収入

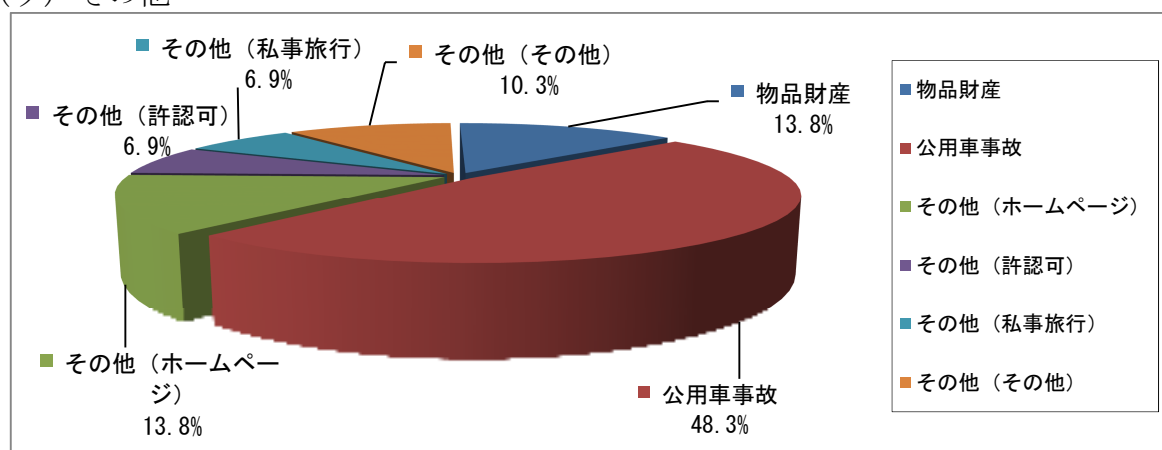
収入に関する指導件数は、収納事務に関すること 7 件である。

(イ) 支出



支出に関する指導件数は、給与に関すること 24 件、契約に関すること 21 件、旅費に関すること 15 件、工事に関すること 10 件、支払に関すること 4 件、予算執行に関すること 2 件、補助事業の執行に関すること 2 件である。

(ウ) その他



その他に関する指摘件数は、物品財産に関すること 4 件、公用車事故に関すること 14 件、その他事務事業に関すること 11 件（うちホームページ 4 件、許認可 2 件、私事旅行 2 件等）である。

4 組織及び運営の改善合理化等に関する意見

定期監査にあたって、監査委員は、本県の事務処理が最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、組織及び運営の合理化や規模の適正化が図られているかという点にも配意する必要がある（地方自治法第 199 条第 3 項参照）ことから、関係機関に対して、監査結果に基づく「組織及び運営の改善合理化等に関する意見」を提出した。

(1) 普通会計

- 高等学校等就学支援金の受給資格認定事務について、受給資格者が特定される恐れがあるため、個人情報に配慮した通知方法の検討を求めたもの
- 外部団体と共用部分がある建物の警備委託契約について、それぞれが 1 年毎に随意契約を締結するのではなく、両方で協議のうえ競争見積りや長期継続契約を導入するなどし、最も合理的で経済的な契約方法の検討を求めたもの
- 公用車の ETC カード利用について、ETC マイレージ登録されていないものが見受けられたため、登録について検討を求めたもの
- 一部の機関において、保存期間を経過しているにもかかわらず廃棄していない公印が散見されたので、公印規程所管課に対し適正な管理に努めるよう各所属への指導の徹底を求めたもの
- 結核健康診断等委託契約の事務処理要領で定める支出伺について、検査確認の事実を明確にするため、別葉に検査調書を作成するよう検討を求めたもの
- 愛媛県漁港漁場関係事業費補助金の補助金要綱で定める事業遂行状況報告書について、毎月の提出義務は実態に合わないので、実情を踏まえ要綱の見直しについて検討を求めたもの

(2) 企業会計

- 県立病院における HEPA フィルタ交換業務委託契約について、契約書に業務の再委託についての定めがなく、県が監督できる体制が取られていなかったため、措置の検討を求めたもの。また、フィルター交換時に空気清浄度の測定等を行う仕様となっていたため、環境基準の確保が確認できるよう措置の検討を求めたもの

指 摘 事 項 ・ 指 導 事 項 の 状 況
（ 個 別 内 容 ）

第1 普通会計

1 収入に関すること

項目	内容
(1)収入未済に関すること	<p>収入未済の収入確保に努めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅貸付料 ・ 母子・寡婦福祉資金貸付金償還金 ・ 生活保護費戻入金 ・ 県税 ・ 児童福祉施設入所措置費負担金 ・ 子ども療育センター利用料金 ・ 道路占用料 ・ 看護職員修学資金貸付金償還金 ・ 児童扶養手当返還金 ・ 林業改善資金貸付金償還金 ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金 ・ 住宅貸付金損害金 ・ 奨学資金貸付金償還金 ・ 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金 ・ 放置違反金 ・ 延滞金(放置違反金に伴うもの)
(2)債権管理に関すること	<p>適切な債権管理が望まれるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害弁償金 ・ 前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴うもの) ・ 生活安定資金貸付金償還金 ・ 延滞金(看護職員修学資金貸付金償還金に伴うもの) ・ 違約金(貸付金償還金に伴うもの) ・ 違約金(電気調達契約に伴うもの) ・ 心身障害者扶養共済年金過払金 ・ 障害者自立支援基盤整備事業費補助金返還金 ・ 企業立地促進事業費補助金返還金 ・ 地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金 ・ 賠償金(公用車事故に伴うもの) ・ 食卵委託販売契約に係る生産物売払収入
(3)収納事務に関すること	<p>ア 現金収納簿を作成していなかったもの</p> <p>イ 書き損じをした現金領収書について、適切な取扱いをしていなかったもの</p> <p>ウ 使用料及び手数料の金額を誤っていたもの</p> <p>エ 生産報告または払出しの時期を誤っていたもの</p> <p>オ 申請書等の書面と収入証紙の彩紋にかけての検印がなかったもの</p> <p>カ 証紙収納簿への登記がなかったもの</p> <p>キ 証紙収納簿の月計累計欄に検印がなかったもの</p> <p>ク 証紙収納簿の取扱者印及び係印がなかったもの</p>

2 支出に関すること

項目	内容
(1) 契約に関すること	<p>ア 予定価格等の設定に関すること</p> <p>予定価格の決定について、契約書に両者の長により決定すると定めているにもかかわらず、単独で決定していたもの</p>
	<p>イ 契約の決定・締結に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の承諾がないまま業務の一部が再委託されていたもの ・ 用紙購入単価契約について、予定価格を超える額で契約を締結していたもの ・ 契約書に仕様書が添付されていなかったもの ・ 契約書に消費税及び地方消費税に関する取扱いについて記載していなかったもの ・ 契約の相手方が法人であるにもかかわらず、理事長である個人の職氏名となっていたもの ・ 産業廃棄物収集運搬・処分業務委託契約について、産業廃棄物の数量及び支払金額、運搬の最終目的地の所在地、最終処分の場所等を契約書に記載していなかったもの
	<p>ウ 契約の履行の確保に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第234条の2第1項に基づく完了確認をしていなかったもの ・ 愛媛県会計規則第162条に基づく履行の終了通知を提出させていなかったもの ・ 愛媛県会計規則第164条に基づく検査調書を作成していなかったもの ・ 契約書に定める業務体制通知書等を提出させていなかったもの ・ 受託者側の業務担当者について、担当者の氏名等又は業務遂行に必要な資格の有無を証する書面等を提出させていなかったもの ・ 検査実施者が、契約担当者と同一職員等であったもの ・ 契約完了日を過ぎて工期延期願を提出させていたもの ・ 契約書に基づく引渡しに係る事項について定めていなかったもの ・ 契約書に定める受託者からの健康診断書について直近分しか保存していなかったもの ・ 産業廃棄物処理計画書について、愛媛県土木工事共通仕様書に定める産業廃棄物処理委託契約書の写し及び処理業者の許可証の写し等を請負者から提出させていなかったもの
(2) 給与に関すること	<p>ア 扶養手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異動により新たに職員となった者の扶養手当について、別居親族への送金状況等の扶養の実態を報告させておらず、事実の証明が不十分であったもの
	<p>イ 住居手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の給与に関する条例第9条の5第1項に規定する最低家賃月額を下回る期間限定家賃(契約書や重要事項説明書の特約条項)を見落としていたため、過支給となっていたもの ・ 認定・確認簿に所属長印と担当者確認印を押印していなかったもの ・ 人事給与基本通知書への記入誤りにより過支給となっていたもの

項目	内容
(2) 給与に関すること(続き)	<p>ウ 通勤手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 距離や金額の認定誤りにより、過誤が生じていたもの ・ 高速道路を利用した通勤手当において、届出と異なる経路で通勤していたにもかかわらず、所属において事後の確認を怠っていたため、過支給となっていたもの ・ 高速道路利用分の算定において、交代制勤務に従事する職員に該当しないにもかかわらず、ETC通勤割引率を乗じていなかったため、過支給となっていたもの ・ 支給要件が具備されるに至った日を誤って認定したため、過支給となっていたもの ・ 病気休暇に伴う返納を行っていないかったもの ・ 人事給与基本通知書への記入誤りにより過支給となっていたもの ・ 支給要件の調査確認をしていなかったもの ・ 認定・確認簿に所属長印と担当者確認印を押印していなかったもの
	<p>エ 超過勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「旅行中の移動時間に対する超過勤務手当支給に係る運用基準」(平成17年12月1日付け17人事第324号)の要件を欠く移動時間を超過勤務命令時間に含めていたため過支給となっていたもの ・ 同一週を超えた週休日の振替、又は週休日の振替に伴う適用単価の誤りにより過誤が生じていたもの ・ 実績給与基本通知書への記入誤りにより過支給が生じていたもの ・ 超過勤務時間の集計誤りにより、支給額に過誤が生じていたもの ・ 命令簿に命令者・確認者の押印がなかったもの
	<p>オ 特殊勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務従事簿の記載誤りにより過誤が生じていたもの
	<p>カ 現金支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給定日から遅延して支給していたもの ・ 精算手続をしていなかったもの ・ 給与明細表への受領印がなかったもの
	<p>キ 農林漁業改良普及指導手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給要件の勤務を要する日等の算定に誤りが見受けられたもの
(3) 工事に関すること	<p>ア 施工管理に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工状況等が確認できる写真撮影記録等がなく、請負者における施工管理が行われていなかったもの ・ 一部の工事を下請施工したにもかかわらず、全て元請業者が施工したのものとして工事成績評価を行っていたもの
	<p>イ 設計積算に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事設計数量や単価の積算誤りにより、工事原価に過誤が生じたもの ・ 予定価格の積算基礎となる見積単価において、工事現場の異なる見積書により積算していたもの

項目	内容
(3) 工事に関すること(続き)	<p>ウ 請負契約に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請施工されていたにもかかわらず、契約書に定める下請通知を提出させていなかったもの ・ 工事変更請負契約書に変更設計書、変更図書の添付がなかったもの ・ 下請負を締結した場合における施工体制台帳及び施工体系図を、請負者から提出させていなかったもの ・ 変更契約に係る契約図書について、人件費の金額が記載した変更設計書を添付していたもの ・ 契約書に定める工程表の提出が遅れていたもの ・ 契約書に定める変更工程表を提出させていなかったもの
(4) 旅費に関すること	<p>ア 航空機(出張パックを含む。)を自己手配した場合又は実費調整した場合の領収書等を所属で確認、保管していなかったもの(一部の機関においては、このことに伴う精算誤りにより過誤が発生)</p> <p>イ 支給すべき交通費及び有料橋りょう利用料、日当等が請求できていなかったため支給不足となっていたもの(旅費システムへの未入力を含む)</p> <p>ウ 職員の旅費に関する条例第4条に基づく旅行命令簿への記載がなかったもの</p> <p>エ 旅費システムへの入力を行っていなかったもの</p> <p>オ 私事旅行を伴う旅行について、書面による私事旅行実施申立書を徴していなかったもの</p>
(5) 補助事業に関すること	<p>ア 補助対象機関から提出された補助事業実績報告書の報告額に過誤があったため、十分な審査について求めたもの</p> <p>イ 補助金要綱に定める遅延等報告書を補助事業者から提出させていなかったもの</p> <p>ウ 負担金の執行について、協議会による委託業務の完了確認が年度を超えていたため、適切な事務の執行が図られるよう求めたもの</p>
(6) 支払に関すること	<p>ア 支払が本来の支払期限から1か月以上遅延していたもの</p> <p>イ 特別支援教育就学奨励費について、対象経費の算定誤りにより過支給があったもの</p> <p>ウ 見積書と請書の数量が異なっていたもの</p> <p>エ 契約書と支出時の賃貸借料の算定方法が異なっていたもの</p> <p>オ 民間から借り受けた職員住宅の賃借料について、公的資料により固定資産税評価額等の確認を行い、賃借料の妥当性を検証したうえで支払いを行うなど、事務の改善を求めたもの</p>

3 その他

項目	内容
(1) 物品財産に関する事	<p>ア 備品・財産等の管理に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 購入及び廃棄処分した備品について、備品管理簿に記帳していなかったもの ・ 加除式図書について、図書管理簿に記帳していなかったもの ・ 保存期間が経過した公印について廃棄処分していなかったもの ・ 保存期間が経過してないにもかかわらず公印を廃棄処分していたもの ・ 廃止手続き及び廃棄処分を行わないまま長時間経過した公印について、備品管理簿と実態に齟齬が生じていたもの ・ 重要物品の廃棄処分について、知事承認後の廃棄処分に係る事件決定の決裁を受けていなかったもの <p>イ 郵便切手・はがきの管理に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便切手受払簿に前年度からの繰越分を記帳していなかったもの ・ 払出日に記帳せず、1ヶ月分まとめて翌月記帳していたもの ・ 実数と受払簿上の残数が一致しなかったもの ・ 受払簿に物品出納者印を押印していなかったもの
(2) 事故に関する事	<p>ア 公用車の運転中において、職員の不注意により人的・物損事故が生じていたもの</p> <p>イ 愛媛県会計規則第233条に基づく事故報告を行っていないもの</p>
(3) その他	<p>ア 許認可等事務に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 占用許可条件としている工事着手及び完了等における届出をさせていなかったものや遅延していたもの(占用期間の遅延を見落とし変更申請させていなかったものを含む) ・ 着手届が完了届と同日付けで提出されていたもの <p>イ 文書の管理等に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 收受印の押印及び文書システムへの登録、文書余白への記載等を行っていないもの ・ 長期間にわたり進達事務を怠っていたもの <p>ウ 公印の管理等に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公印刷込証票等受払簿を作成していなかったもの ・ 使用許可証に証明者である地方局長印を押印していなかったもの <p>エ 就業規程・勤務条件・服務等に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務出張にあわせて行った私事旅行について、取得すべき休暇の取扱いを誤っていたもの ・ 超過勤務命令について、労働基準法第34条に基づく休憩時間を与えていなかったもの ・ 週休日の振替について、勤務時間の振替簿を作成していなかったもの

項目	内容
	<p>オ 私費会計に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛媛県立学校私費会計等取扱マニュアルの定めによる通帳及び届出印の保管をしていなかったもの <p>カ 組織運営その他に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別会計の健全な運営に向けて、より一層の努力が望まれるもの ・ 証明書交付事務について、委任状を徴してないにもかかわらず代理人に交付していたもの ・ ホームページについて、リンク切れ等が生じていたもの

第2 企業会計

1 収入に関すること

項目	内容
(1)未収金に関すること	未収金の収入確保に努めるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人医業未収金 ・ 医業外未収金 ・ 畑寺発電所発電電力の売電契約に係る未収金 ・ 工業用水道事業営業未収金

2 支出に関すること

項目	内容
(1)契約に関すること	<p>ア 予定価格等の設定に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛媛県会計規則第146条に基づく予定価格を記載した書面を作成してなかったもの <p>イ 契約の決定・締結に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の承諾がないまま業務の一部が再委託されていたもの ・ 請書等について日付がないまま徴していたもの <p>ウ 契約の履行の確保に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第234条の2第2項に基づく完了確認をしていなかったもの ・ 仕様書で定めるメーカーの証明書が提出されていなかったもの ・ 契約書の個人情報取扱特記事項に基づく業務に従事する者の誓約書を提出させていなかったもの ・ 受託者から提出された業務報告書に記入漏れがあったもの ・ 受託者が行うべき定期点検が行われていなかったもの
(2)工事に関すること	<p>ア 施工管理に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事変更請負契約書に変更追加した図面の添付がなかったもの ・ 施工状況等が確認できる写真撮影記録等がなく、施工業者における施工管理が行われていなかったもの <p>イ 設計積算に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通警備員を計上して設計積算したため、工事原価に過誤があったもの <p>ウ 請負契約に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書に定める工程表を提出させていなかったもの ・ 受託者から提出された実施工程表の工期完成日が誤っていたもの <p>エ 下請施工に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請施工されたにもかかわらず、契約書に定める下請通知を提出させていなかったもの ・ 下請施工されたにもかかわらず、施工体制台帳を提出させていなかったもの

項目	内容
(3) 給与に関する事	ア 住居手当 ・ 職員の給与に関する条例第9条の5第1項に規定する最低家賃月額を下回る期間限定家賃(契約書や重要事項説明書の特約条項)を見落としていたため、過支給となっていたもの
	イ 通勤手当 ・ 育児休業からの復職月においては休暇取得前の認定によるべきところ、休業期間中に転居した自宅からの認定額により支給したため、過支給となっていたもの ・ 人事給与基本通知書への記入誤りにより支給不足となっていたもの
	ウ 管理職特別勤務手当 ・ 本人の申請漏れにより支給不足となっていたもの
(4) 旅費に関する事	ア 航空機(出張パックを含む。)を自己手配した場合又は実費調整した場合の領収書等を所属で確認、保管していなかったもの(一部の機関においては、このことに伴う精算誤りにより過誤が発生)

3 その他

項目	内容
(1) 組織・運営に関する事	ア 工業用水道事業について、給水契約の維持や企業立地の促進による新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組みが望まれるもの
	イ 病院事業について、財政健全化策に取り組んだ成果が見られるが、依然として厳しい財政状況が続いており、引き続き経営健全化と経営体質の強化への取組みが望まれるもの
	ウ その他 ・ 市町村交付金算定標準額に計上誤りがあったもの ・ ホームページについて、記載内容が更新されていなかったもの
(2) 物品財産に関する事	ア 備品・財産等の管理に関する事 ・ 公印について、準備品出納簿等に記載していなかったもの ・ 用途不明、取得経緯不明の職印が見受けられたもの ・ 保存期間が経過した公印について棄却処分していなかったもの ・ 公用ETCカードについて、職員が使用后、取扱責任者へ返却していなかったため、その後、運行管理業務委託契約に基づき公用車を運行した受託者が、ETCカードを誤って使用していたもの